

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県白井市名内3-24番地19

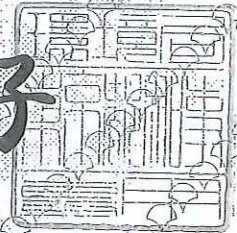
氏名 京葉ケミカル株式会社  
代表取締役 野辺 晃司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成31年 2月25日

許可の有効年月日 平成36年 2月24日

### 1 事業の範囲

#### (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

#### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 特定有害産業廃棄物  
ア、金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

### 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

### 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 2月 25日 新規許可  
平成 31年 2月 25日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

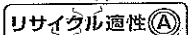
(裏面)

別表 産業廃棄物の種類、金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	二・ニトロジクロロエタン	一・ニトロジクロロエチレン	シス-1,1-ジクロロエチレン	トリス(1,1-ジクロロエチル)エタン	一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロベン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻																											
汚泥																											
廃油											○	○	○														
廃酸																											
廃アルカリ																											
銻さい																											
ばいじん																											
指定不水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙でリサイクルできます。